

Title	宇野利右衛門著 職工優遇論
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.12 (1915. 12) ,p.1487(151)- 1491(155)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151201-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一々對照せざるを得ず。最後に、高島氏著書三百五十三頁にも同一の困難あり。

本書記述の體裁は前述の如く歐米學者の學說を引用して著者自説の正しきを證明するよりは寧ろ主として之を以て自説に代らしむるの方法を採りたるが爲め、各引用説に對して著者が如何なる程度迄責任を負はざるかは明瞭ならず。従つて本書に載せたる學說に對して吾人が妄評を試みるは見當違の結果を生ずるの虞なしとせず。されど、隨所に明白に著者自身の説と看做し得可きものなきにしも非ず。此等の諸説の大部分は評者の卑説と略一致せるものなるを擇ぶ、唯評者が疑問を懷ける一例を擧ぐれば、第七章『貨幣價值を鞏固確實ならしむるの方策と其批評』中著者は百四十一頁に於て『現幣制を革め而して克く價值を鞏固ならしむの策としては遂に物價運動を斟酌して通貨を調節するの外なきを確信するものなり』と論ぜられたるが、通

に日本が採用す可きものなりと唱へたることなしと思惟す。されば、評者は前の意味に於てはフ氏案に『左祖』せるものなるも、後の意味に於ては『左祖』せしに非ず。學理上完全なる米價調節案を作成することは、一部我經濟學者の反對説あるにも拘らず、不可能に非ずと信ず。されど、之を實行すへきか否やは自ら別問題なりとす。

以上本書に關する一二の愚見を述べたるが、是等は決して其の眞價を傷くるものに非ず。されば、吾人は本書が其の姉妹篇と共に廣く世に行はれんことを祈りて已まざるものなり(S.T.)

宇野利右衛門著『職工優遇論』

大正四年十月工業教育會(大阪)發行
菊版三百八十九頁正價貳圓五拾錢

著者宇野氏は紡績會社其他の大工場に勞働せる男女職工の教育の普及を圖るを目的とし職工問題に關する種々の著述並に雜誌の出版を其の

貨即ち銀行券(同頁第四行參照)を如何にして調節す可きかの方法に就きては著者自身の詳細なる説明を缺けるが如し。他の種類の交換要具の數量にして變化なしとせば、銀行券の收縮が物價平準に影響を與ふ可きは明かなりと雖も、現幣制を維持し金の自由鑄造を許すにも拘らず銀行券の收縮のみに依りて貨幣全流通額並に信用を同程度に收縮し以て物價を調節し得るものなりとは必ずしも即斷すること能はざるが如し此問題は銀行券調節の方法如何に依りて或は解決することを得可きに、其方法の説明なきは吾人の遺憾とせざるを得ざる所なりとす。序に吾人は此物價調節論に關して斷はり置き度きは、著者は評者(高城)がフイシャー氏の貨幣購買力調節案を『左祖』せしと述べられたるも、評者は唯此考案が學理上正確にして一定の状態の下に於ては有效的に實施し得るものなることを論じたるのみて、如何なる事情ありとも、各國殊

主なる事業とせる大阪市の工業教育會の主事にして、我國に於ける紡績織物工場の男工女工の生活状態に最も精通せる一人なり。氏は幼にして父を失ひ自活の爲め種々の勞役に服したりしが常に餘暇を利用して修學を怠らざりき。十數年前偶々人に知られて文筆の士となり、爾來職工問題を實地的に研究して、著書に雜誌に其の成果を發表せしが、今回畢生の事業として職工の優遇方法を研究し、其の結果を二十四冊より成る一大著述として發表することを企圖し、既に第一冊を上梓せり。目下の計畫は總論三篇、各論十八篇、結論一篇並に附録二篇を著はすに在りて、毎年二冊宛發行し、十二ヶ年にて完結するものなりと云ふ。完成の曉には本書は一特種問題に關して一著者が單獨に執筆せる書物として内外に殆んど其比類を見ざる大篇雄作たる可くして、我學界文壇の一奇觀たるを失はざる可し。

茲に吾人の紹介せんと欲する此大著述の第一冊は即ち其の總論第一編にして、題して『職工問題解決法』と稱す。著者は冒頭労働問題の性質を明示し、次に我國の工業が今や當さに過渡期に在ることを指摘し、我國の労働問題が爲めに先進國の労働問題よりも複雑なるの所以を論じ、我國に於ける特種の弊害として、我國民特有の國民性、並に風俗習慣が工業問題に悪影響を及ぼすの事實、又我が工場工業に於ける労働者の多數は農家の子女が一時的に従業せる者にして、其事業を以て終生の職業と定むる者少なき事、及び我が工場工業の労働時間は概して長く且つ徹夜業を爲す工業ある事を挙げたり。斯くの如く、我國の工場問題は特種の性質を備ふるにも拘らず、我國の學者が西洋の労働問題解決法を移して直ちに之を我國に應用せんと論ずるを概して、著者は左の如く斷言せり。

『然るに従來我が國の工業労働者問題に就き、論議研究を試

みられた論者の多くは、此重要な事柄に對する注意を怠り我國職工問題の特點と云ふ事を無視して、歐米諸國の例を直ちに我國に充て嵌め、彼の地に行はれつゝある社會政策を、直譯的に行はふとするが如き、失錯に陥りつゝあつたのである。』

されば、著者は我國の特種の労働問題を研究し、之が解決法を求めんと欲するものなるが、我國と雖も無數の工業あり、又數千の労働者を雇傭する工場もあれば、僅かに十數人を使役するに過ぎざる工場もあり、又男工も在れば女工も在りて、此等の種々事情を異にせる總ての工場並に工業を對象として研究するは無益なることを指摘して、著者は其の研究の標準として左の二條件を擇べり。

甲 我國工場工業中、最も多數の職工を使用する工業たる事

乙 大工場組織の工場を、最も多く有する工業たる事

此標準に依りて著者の選擇せるは紡績工業と織物工業にして、此兩種は即ち著者の職工優遇

論の主なる對象なりとす。

著者が我工業の一變態として最初に指摘するは工場従業者殊に紡績織物工場従業者中女工の著しく多數に上れるの事實なりとす。總ての工場従業者の男女別を觀るに男工は四割三厘にして、女工は五割九分七厘なるが、紡績工場に於ては男工一割八分三厘、女工八割一分七厘、織物工場に至りては男工一割四分二厘、女工八割五分八厘と云ふが如き他國に其例を見ざる女工率を示せり。加之、此女工の大多數は嫁入前の妙齡の婦人にして、従つて紡績織物工場に於ける女工間の品行並に衛生の狀態實に慘憺を極む殊に肺結核患者の多き人をして戰慄せしものもあり。

次に我工業の變態として著者の細論せるは其の従業者の大多數たる女工が出稼的労働者にして永久に其職業に従事する者殆んどなきの事實にして、其勤続年月數の平均は紡績工場に在り

ては一年七ヶ月、職務工場に在りては一年九ヶ月なりとす。斯くの如く女工の勤続年數の短期なることは自ら女工の新陳代謝を意味し、工業家に多大の損失を與ふるのみならず、常に女工の募集に苦心するの要ありて、従つて會社間に激烈なる募集競争生じ、其の結果種々の弊害を醸すに至る。

著者は進んで紡績職工の賃銀が英國の五分の一、米國の十分の一に過ぎざるの低率なるのみならず、國內の他の工業に比するも尙ほ低位に在ることを指摘し、轉じて我慘憺たる職工の狀態中に於ても多少意を強ふするに足る特種の事情あることを述べたる後、最後に職工問題の解決法を論ぜり。此解決法として普通擧げらるゝは(一)工場法(二)職工組合並に(三)職工優遇法なるが、此三者共單獨には效力微弱なるものなりとして、著者は一新解決法を提唱せり。新解決法とは前三法を併用して、各其の長を採り他

の短を補ふを云ふ。而かも著者は優遇法を主とし他を従とす可きものなりと論じ、他の總ての解決法を二大別して補助法並に參考法と稱せり補助法とは工場法、勞働保險、工業保險、學理的管理法、社會的各種の事業、消費組合、信用組合、勞働委員、共濟組合等を云ひ、參考法とは職工組合、最低賃銀法、仲裁制度、賃銀協約賃銀保全策、官業の模範、工業所有權保護、利益分配、工場主組合等を云ふ。著者が工場法以下を補助方法に數へしは、其等の解決方法殊に工場法が強制的の性質を帶ぶる關係上弊害の伴ふ可きは明かなれば實効從つて少なしと看做せし故にして、參考法とは其實施の必要なきも他國に於ける各其の經驗を參考とす可きものを挙げたるなり。就中職工組合は工場従事者の大部分が智識の程度低き、一時的に就業せる婦人なるが故に適當なる職工問題解決法なりと云ふことを得ず。然らば著者は何故に優遇法を以て主な

る工場勞働者問題の解決法として推舉するや。曰く、悲慘なる女工の生活狀態に對する責任は國家、社會、女工自身並に企業家の共に分擔す可きものなりと雖も、最大責任者は企業家なれば、工場主をして種々の方法を講じて女工の生活狀態を改善せしむるを以て至當なりとす。殊に此解決法は『我が國民の沒我性に依り』、『我が國民の依頼心強き性質に依つて』、並に『斯くする事が工場主の利益なる事に依つて』實行容易なり。

以上は著者論旨の一斑なるが、本書は全篇流暢輕快なる口語體を用ひ、隨所に統計並に著者自身の目撃せる實例を挿みて、我國に於ける紡績織物工場に従業せる職工の生活狀態の缺陷、其の原因、之が救済法を横議縱論せる一快著にして、一たび之を繙かば興味津津々として、時の移るを覺へざる可し。此點に於て又著者が大膽に其所信を開陳するの點に於て十九世中葉以前

の英國の著述に髣髴たり。吾人は天が此篇學の著者に幸して第一冊を以て開始せられたる大著述業を完成せしめんことを祈る者なり。

唯終りに臨みて望蜀の評言を試みるとせば、本書組織の結構聊か散漫にして、記述論議共に往々重複せる箇所あるを惜むの一事を舉ぐ可きか。又著者の職工優遇論の詳細は後編に之を譲りたるを以て之を批評するは聊か尙早なりと云ふ可きも、優遇法は一時的解決手段としては差支なかる可きが、之を以て根本的解決法とするに就きては吾人は多少の疑問を有せざるを得ず職工が自覺せざるに其の優遇を以て其の物質的並に精神的向上を確保することを得るや。又強制的性質を有せざる優遇法が企業家の一時的利益と衝突する關係上果して幾何の實効を舉げ得可きか。されど、此等の疑問は續編の發表せらるゝに従ひ自ら釋然として氷解せらるゝに至る可きことを信ず。

附記。本書の卷尾には本書續刊の題目、著者經歷の概要、工業教育會事業の説明等を載せたり。